

北越谷一丁目自治会 個人情報取扱基準

(目的)

第 1 条 本自治会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本自治会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第 3 条 本自治会は、この個人情報取扱い基準を、総会資料又は回覧等により少なくとも毎年 1 回は会員に周知する。

(個人情報の取得)

第 4 条 本自治会は、会長が「自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得する。

2 本自治会が会員等から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号、援護の可否その他の事項で、会員等が同意する事項とする。

(利用)

第 5 条 本自治会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) 会員の名簿、会員マップの作成
- (2) 会費の請求及び管理
- (3) 回覧その他文書の送付
- (4) 会員の親睦、交流活動
- (5) 防災、防犯の活動
- (6) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第 6 条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(提供)

第 7 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 越谷市、自治会連合会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(訂正、利用等の停止)

第8条 本自治会は、保有する個人情報の訂正要求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正を行う。

2 本自治会は、保有する個人情報の利用又は第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用又は提供の停止を行う。

(苦情の処理)

第9条 会長は、本自治会の個人情報の取扱いについての苦情があったときには、適切かつ迅速な対応に務める。

平成30年 4月29日 制定